

「（仮称）第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・（仮称）第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画」（素案）

令和6年2月
宇都宮市

「障がい」の「がい」という表記について

「障害」の「害」の字には、「わざわざ」「さまたげ」などの意味があり、「ひと」に対して用いることが好ましくないことから、本市では市民の目に触れる文書について、「害」の字の表記をひらがなに改めています。

このため、本プラン及び本計画につきましても、法令名や固有名詞を除き、「がい」の字を用いています

目次

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

- 1 障がい者に係る施策の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 本市の障がい者の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」の進捗状況及び評価等・・ 1
- 4 アンケート調査結果の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 5 関係団体との意見交換会の結果・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 6 課題の整理と総括・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

第3章 令和8年度の目標の設定

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行・・・・・・・・・・ 17
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築・・ 19
- 3 地域生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 4 福祉施設利用者の一般就労への移行等・・・・・・・・・・ 21
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等・・・・・・・・・・・・・ 24
- 6 相談支援体制の充実・強化等・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- 7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための
取組に係る体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

第4章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び 見込量確保のための方策

- 1 訪問系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
- 2 日中活動系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
- 3 居住系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 4 相談支援系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
- 5 障がい児支援系サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

第5章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策

- 1 必須事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 2
- 2 任意事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 7

第6章 計画の推進体制

- 1 計画内容の周知・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2
- 2 庁内推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2
- 3 庁外推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 2
- 4 PDCAサイクルによる計画の分析・評価・・・・・・・・ 5 2

本計画における「障害者」・「障がい者」とは、年齢にかかわらず、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、その他の心身の機能の障がいがある方で、障がい及び社会的障壁により長期にわたり日常生活または社会生活に支障のある方をいいます。

また、「障害児」・「障がい児」とは、上記の状態にある18歳未満の子どもをいい、障がいの有無が明確でないが発達に支援が必要な子どもも含まれます。

※ 計画中の年（年度）の表記は、原則として、中長期的・将来的な動向を記述する場合は、西暦を、近年の動向を記述する場合は和暦を使用し、必要に応じて西暦と和暦を併記しています。

第1章 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間

本章1から3については、「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン 第1章 計画の概要」を準用します。

第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題

- 1 障がい者に係る施策の経緯
- 2 本市の障がい者の状況
- 4 アンケート調査結果の概要
- 5 関係団体との意見交換会の結果

本章1から5（3を除く）については、「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン 第2章 障がい者を取り巻く環境の動向と課題」を準用します。

3 「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」の進捗状況及び評価等

(1) 令和5年度目標値の進捗状況

「第6期サービス計画・第2期障がい児計画」（以下、「第6期サービス計画」、「第2期障がい児計画」という。）では、国の基本指針に即しつつ、これまでの実績等を踏まえ、7つの成果目標を設定しました。それらの目標の進捗状況について、計画期間中の取組内容から下記の評価基準により評価を行いました。

区分	評価
達成率100%以上 または 取組内容を <u>実施</u>	A 順調
達成率70%以上100%未満 または 取組内容を <u>一部実施・検討</u>	B 概ね順調
達成率70%未満 または 取組内容に <u>未着手</u>	C やや遅れている

ア 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 入所施設から地域生活への移行者数

令和5年度末までに、令和元年度末時点の障がい者支援施設入所者(385人)の3%以上(12人以上)が地域生活へ移行することを目指します。(各年度約4人以上)

年 度	H18～R1	R2	R3	R4	目標値 (R5 末)	達成率	評価
地域生活移行者数 (各年度)		1人	3人	2人		41.7%	C
地域生活移行者数 (累計)	121人	122人	125人 (3人)	127人 (5人)	133人以上 (12人以上)		

※ 三障がい全て対象とし、国の指針において、病院からの退院者数は目標の対象外となっている。

② 施設入所者の削減数

令和5年度末の障がい者支援施設入所者を令和元年度末時点の入所者(385人)の現状維持とすることを目指します。

年 度	H18～R1	R2	R3	R4	目標値 (R5 末)	達成率	評価
削減数 (各年度)		+3人	△3人	△9人		100% (※2)	A
施設入所者数 (累計削減数)	385人 (△96人)	388人 (+3人)	385人 (0人)	376人 (△9人)	385人 (±0人)		

※1 R2～R4 及び目標値 (R5 末) の累計削減数はR2からの累計

※2 目標±0人(現状維持)に対し、△9人のため達成率100%

○ 評価・課題等

施設入所者の重度化・高齢化に伴い、入所施設からの退所は入院・死亡を理由とする割合が年々高まっていることから、①についてはC評価であり、②についてはA評価であるが、移行者数・削減者数の伸びが鈍くなっています。

①については、施設入所者の重度化・高齢化により、入所期間が長期化していることから、令和5年度末の目標達成は難しい状況です。

今後も、障がい者の重度化・高齢化や親なき後に対応するため、相談支援体制の強化や重度障がいに対応したグループホームの確保など地域生活支援体制の充実に向けて更なる取り組みを進めていく必要があります。

イ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム（※）

※ 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム

「地域包括ケアシステム」とは、超高齢化社会を見据え、高齢者が住み慣れた地域や自宅で日常生活を送れるよう、地域における「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」の5つのサービスを一体的に提供できる体制を構築するものです。

精神障がい者の地域移行においては、必要な医療等による支援が途切れ、症状が再発することにより、地域で生活することが困難になることを防ぐ必要があるため、地域保健等によるアプローチを通じて、患者への生活支援や患者を取り巻く家族等への支援を具体化していくことが必要であり、また、未治療者や医療中断者への早期支援も充実していくためには、多職種・多施設間連携を推進し、医療や福祉等の様々な関係者が情報共有や連携を行う体制構築ができるよう、重層的な役割分担・協働の推進が求められるため、「地域包括ケアシステム」の考え方を精神障がい者の地域移行に活用しようとするものです。

令和5年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神障がい者の地域移行に係る目標を設定し、関係者が情報共有や連携を図りながら、支援を実施することを目指します。

年 度	R3	R4	R5	評価
協議の実施 状況	・精神障がい者地域移行・定着支援部会 1回開催（情報共有・事例検討）	・精神障がい者地域移行・定着支援部会 1回開催（情報共有・課題整理）	・精神障がい者地域移行・定着支援部会 2回開催予定（目標を設定）	B

○ 評価・課題等

これまでの部会において、関連する制度改正や県の取組などの情報共有、地域移行・定着に係る課題の洗い出し、意見交換を行うとともに、医療機関、行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が連携しながら、長期入院者の地域移行にあたり、必要なサービスの調整等に取り組んできたところではありますが、現時点では、精神障がい者の地域移行に係る目標設定及び課題解決に向けた取組の実施にいたっていないため、評価については、B評価です。

今後も、引き続き、情報収集・共有等を行いながら、課題解決のための取組や目標について検討を行っていく必要があります。

ウ 地域生活支援体制の機能の充実

令和5年度末までの間、地域生活支援体制を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討することを目指します。

年 度	R3	R4	R5	評価
地域生活支援拠点の整備	市独自の方法により運用状況の検証等を実施	国の手引きを踏まえた運用状況の検証等を実施	地域の実情を踏まえ、より実用的な検証を実施予定	A

○ 評価・課題等

地域生活支援体制における各機能の充実を図るため、介護者の急病などの緊急時における電話相談や定期的な見守り等を行う「緊急時相談支援事業」や、介護者から自立を体験できる機会を提供する「体験的宿泊支援事業」などを実施しました。また、令和5年度からの重層的支援体制に合わせ、市内5圏域の担当となる障がい者生活支援センターを設定し、多機関協働による相談支援体制の強化を図るとともに、運用状況の検証等を実施していることから、評価はA評価です。

今後も、引き続き、機能の充実を図るため、自立支援協議会などから意見をいただきながら、より実用的な検証等を行っていく必要があります。

エ 福祉施設から一般就労への移行等

① 一般就労への移行

令和5年度中に就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績(71人)の1.27倍以上(91人以上)とすることを目指します。(うち、就労移行支援事業所が1.30倍以上、就労継続支援A型事業所が1.26倍以上、就労継続支援B型事業所が1.23倍以上とします。)(R3→77人、R4→84人、R5→91人以上)

年 度	R1	R2	R3	R4	目標値 (R5末)	達成率	評価
一般就労移行者数	71人	87人	104人 (1.46倍)	97人# (1.36倍)	91人以上 (1.27倍)	100%	B
内 訳							
就労移行支援	42人	51人	59人 (1.40倍)	49人 (1.16倍)	55人以上 (1.30倍)	89.1%	
就労継続支援A型	24人	30人	40人 (1.66倍)	38人 (1.58倍)	31人以上 (1.26倍)	100%	
就労継続支援B型	4人	6人	5人 (1.25倍)	10人 (2.5倍)	5人以上 (1.23倍)	100%	

② 就労定着支援事業の利用者数

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割(64人)が就労定着支援事業を利用することを目指します。

(R3→44人, R4→54人, R5→64人以上)

年 度	H18～R1	R2	R3	R4	目標値 (R5末)	達成率	評価
就労定着支援事業の利用者数		36人	37人	59人	64人以上	92.2%	B

③ 就労定着支援事業所の就労定着率

令和5年度末における就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。

年 度	H18～R1	R2	R3	R4	目標値 (R5末)	達成率	評価
就労定着支援による職場定着率		86%	86%	50%	70%以上	71.4%	B

○ 評価・課題等

福祉施設から一般就労への移行者数について、ハローワークとの共催による障がい者就職ガイダンス、自立支援協議会就労支援部会における企業と就労系事業所との意見交換会など一般就労支援の充実に取り組み、移行者数は目標値を達成できましたが、就労移行支援における移行人数を満たすことができなかったため、B評価です。

就労定着支援事業の利用者数について、障がい者の定着に向け、サービス等利用計画に基づき、適切に支給決定し、目標を達成したことから、A評価です。

就労定着支援事業所の就労定着率については、新規参入した事業所など、調査時点で対象となる利用者がいない事業所が全体の4割を占め、目標値を下回ったことからB評価ですが、調査対象者となる利用者がある事業所の中では、目標値を達成しています。

今後も、障がい者の職場定着に向け、自立支援協議会就労支援部会において、関係機関や企業、就労移行支援事業所間の情報共有を図りながら、就労体験会の開催などにより、障がい者と雇用する側のミスマッチを解消し、相互理解の促進を図るとともに、引き続き各種取組を進めていく必要があります。

オ 障がい児支援の提供体制の充実

① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

市が設置している施設において、民間事業所に対し、サービスの質の維持・向上を図るため、必要な支援を実施するとともに、保育所等訪問支援事業についてサービスを必要とする人が支援を受けることができるよう、保護者及び事業所の理解を得ながら利用促進を図ります。

年 度	R3	R4	R5	評価
児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 福祉型児童発達支援センター 2事業所 医療型児童発達支援センター 2事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉型児童発達支援センター 2事業所 医療型児童発達支援センター 2事業所 	<ul style="list-style-type: none"> 福祉型児童発達支援センター 2事業所 医療型児童発達支援センター 2事業所 	A
	<ul style="list-style-type: none"> 研修会（専門職対象）⇒2回（70人） 職場体験（事業所対象）⇒23事業所（43人） 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会（専門職対象）⇒3回（139人） 職場体験（事業所対象）⇒29事業所（54名） 	<ul style="list-style-type: none"> 研修会（専門職対象） 職場体験（事業所対象） 	
	<ul style="list-style-type: none"> 保育所等訪問支援を提供する事業所 5事業所 	6事業所	9事業所	

② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児のニーズ等を踏まえて、児童発達支援及び放課後等デイサービスの各施設においても重症心身障がい児を受け入れられるよう事業所の理解を得ながら受入促進を図ることを目指していきます。

年 度	R3	R4	R5	評価
児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの確保	児童発達支援事業所 2事業所	児童発達支援事業所 3事業所	児童発達支援事業所 3事業所	A
	放課後等デイサービス 2事業所	放課後等デイサービス 3事業所	放課後等デイサービス 3事業所	

③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児等のより適切な支援に向け、協議の場の充実に取り組むとともに、医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実強化を図ります。

年 度	R3	R4	R5	評価
関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援ネットワーク会議 2回開催 ・意見交換会 2回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援ネットワーク会議 2回開催 ・意見交換会(コロナのため個別ヒアリングを5事業所と実施) 	<ul style="list-style-type: none"> ・発達支援ネットワーク会議 2回開催予定 ・意見交換会 2回開催予定 	B

○ 評価・課題等

重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実について、児童発達支援センターとして、地域の療育支援施設等のサービスの質の維持・向上を図るため、体験見学を実施し、療育体験や情報交換を通して連携を深めるとともに、保育所等訪問支援事業では、サービスを提供する保育所等訪問支援事業者に対し支援方法や内容等の共有、サービス提供事業者間の連携強化を図ったことから、A評価です。

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保について、重症心身障がい児の受入促進を図るため、支援の現状について医療的ケア児の実務担当者の意見交換会を継続的に実施し、理解を得られたことで、新たな事業者の確保につながったため、A評価です。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置について、医療的ケア児等のより適切な支援を図るため、支援に係る関係機関・団体等の実務担当者との個別聞き取り調査を実施したことで、コーディネーター活用の仕組みについての課題把握に努めましたが、コーディネート機能の充実強化まで至らなかったため、B評価です。

今後も、引き続き、関係機関等と情報共有を図りながら、意見交換会を継続して実施していくとともに、課題を整理し対応策を検討・実施することで、地域の療育支援施設等のサービスの質の維持・向上、重症心身障がい児の受け入れの拡充や医療的ケア児支援の充実強化に繋げていく必要があります。

カ 相談支援体制の充実・強化

令和5年度末までの間、各相談支援機関との連携を強化しながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を着実に推進していきます。

年 度	R3	R4	R5	評価
総合的・専門的な相談支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者生活支援センターを7か所8人→4か所8人体制に再編 相談支援部会 4回、全体研修 1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者生活支援センターの担当地区割を設定 相談支援部会 5回、ブロック別研修 1回開催 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者生活支援センターを4→5か所に増設 相談支援部会 6回、ブロック別研修 3回開催予定 	A

○ 評価・課題等

令和3年度から障がい者生活支援センターを4か所8人体制に再編し、1施設あたりの機能強化を図るとともに、令和5年度から市内5圏域に地区担当の障がい者生活支援センターを設定し、多機関協働による支援体制の強化や、ガイドライン等により基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター、相談支援事業所の役割などの理解促進を図るブロック別研修の実施などにより連携強化を図っています。

また、県等が実施する相談支援専門員初任者研修等の受講勧奨をするなど、人材育成の支援を図っており、上記の機能・連携の強化とあわせて目標を達成していることから、A評価です。

今後も、引き続き、基幹相談支援センターを中核とした、障がい者生活支援センター、指定特定相談支援事業所による3層の相談支援体制の充実や、重層的支援体制に合わせた関係機関との更なる連携強化、緊急時相談支援事業における対象者の掘り起こし・支援実施などに取り組んでいく必要があります。

キ 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組むことを目指します。

年 度	R3	R4	R5	評価
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組	随時実施 <ul style="list-style-type: none"> 県等の研修へ参加 請求内容の審査 事業所への指導や情報提供等 	随時実施 <ul style="list-style-type: none"> 県等の研修へ参加 請求内容の審査 事業所への指導や情報提供等 	随時実施 <ul style="list-style-type: none"> 県等の研修へ参加 請求内容の審査 事業所への指導や情報提供等 	A

○ 評価・課題等

障がい福祉サービス等の質を向上させるため、県等が実施する虐待防止研修等へ職員が積極的に参加し、障がい福祉サービス等に係る理解を深めるとともに請求の過誤防止に向けて、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を確認し、適宜、事業所に請求方法等についての指導を実施しています。

また、事業者指導監査を実施し、サービスの提供内容や請求内容との整合性を確認し、疑義等については指導を行うなど、適正なサービス提供体制の確保を図っており、目標を達成しているため、A評価です。

今後も、引き続き、各種研修に職員が積極的に参加し、障がい福祉サービス等に係る理解を深めるとともに、事業者への指導等を通じてサービス提供の質の向上を図る必要があります。

(2) 障がい福祉サービス等の必要見込量等に関する進捗状況

① 訪問系サービスについて

訪問系サービスの利用状況を見ると最も利用の多い「居宅介護」は、必要に応じて1日に短時間の訪問を複数回行うなど、利用者一人一人に必要な利用量を支給決定し、個別ニーズに柔軟に対応しているため、利用者が増加している状況です。

なお、訪問系サービスは、国の基本指針に即して、見込量を一括して見込んでいました。(第7期障がい福祉サービス計画においては、国の基本指針の変更に伴い、サービス毎に見込みます。)

サービス種別	項目	第6期計画				
		R3		R4		R5
		見込量	実績	見込量	実績	見込量
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障がい者等包括 支援	利用量 (時間/月)	27,236	27,469	28,404	28,543	29,672
	利用人数 (人分/月)	1,046	984	1,104	996	1,168

② 日中活動系サービス

日中活動系サービスの利用状況を見ると「生活介護」は、常に介護が必要な方の日中活動の場として需要が多く、また、「就労継続支援A型」及び「就労継続支援B型」は特別支援学校卒業生の進路の一つとなっていることや、ハローワーク、インターネット等で情報を得やすいことなどから、利用量・利用人数が増加している状況です。

サービス種別	項目	第6期計画				
		R3		R4		R5
		見込量	実績	見込量	実績	見込量
生活介護	利用量 (時間/月)	23,032	21,464	23,725	22,326	24,439
	利用人数 (人分/月)	1,129	1,074	1,163	1,091	1,198
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (時間/月)	104	105	104	19	104
	利用人数 (人分/月)	6	5	6	1	6
宿泊型自立訓練	利用量 (時間/月)	93	77	93	36	93
	利用人数 (人分/月)	3	4	3	2	3
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (時間/月)	634	640	634	537	634
	利用人数 (人分/月)	32	36	32	27	32
就労移行支援	利用量 (時間/月)	1,964	1,462	2,038	1,678	2,113
	利用人数 (人分/月)	105	87	109	88	113
就労継続支援(A型)	利用量 (時間/月)	10,607	9,773	11,779	11,111	13,078
	利用人数 (人分/月)	498	485	553	543	614
就労継続支援(B型)	利用量 (時間/月)	15,524	15,112	16,450	16,600	17,435
	利用人数 (人分/月)	788	815	835	885	885
就労定着支援	利用人数 (人分/月)	48	36	56	35	64
療養介護	利用人数 (人分/月)	52	50	52	48	52
短期入所	利用量 (時間/月)	1,195	998	1,195	1,160	1,195
	利用人数 (人分/月)	144	88	144	137	144

③ 居住系サービス

居住系サービスの利用状況を見ると、「共同生活援助(グループホーム)」については、親なき後や精神科退院後の住まいの場として需要が多く、施設数の増加に伴い利用人数が増加し、見込みも上回っている状況です。また、「施設入所支援」は、ほぼ横ばいとなっています。

サービス種別	項目	第6期計画				
		R3		R4		R5
		見込量	実績	見込量	実績	見込量
自立生活援助	利用人数 (人分/月)	3	1	4	1	5
共同生活援助 (グループホーム)	利用人数 (人分/月)	613	620	661	740	713
施設入所支援	利用人数 (人分/月)	385	385	385	376	385

④ 相談支援系サービス

相談支援系サービスの利用状況を見ると「計画相談支援」が、サービス等利用計画の作成が支給決定の際に必須とされるため、障がい福祉サービス利用人数の増加に伴い、利用人数が増加し、見込みも上回っている状況です。

サービス種別	項目	第6期計画				
		R3		R4		R5
		見込量	実績	見込量	実績	見込量
計画相談支援	利用人数 (人分/月)	820	945	886	984	957
地域移行支援	利用人数 (人分/月)	2	0	3	0	4
地域定着支援	利用人数 (人分/月)	5	2	7	1	9

⑤ 障がい児支援系サービス

障がい児支援系サービスの利用状況を見ると「児童発達支援」及び「放課後等デイサービス」の事業所が増加し、利用環境が整ったことにより利用者が増加しています。

また、それらを利用するために必要である「障がい児相談支援」の利用人数についても増加しています。

サービス種別	項目	第1期計画				
		R3		R4		R5
		見込量	実績	見込量	実績	見込量
児童発達支援	利用量 (時間/月)	5,999	5,489	6,879	5,798	7,523
	利用人数 (人分/月)	444	435	510	484	557
居宅訪問型 児童発達支援	利用量 (時間/月)	12	7	16	8	20
	利用人数 (人分/月)	3	2	4	3	5
医療型児童発達支援	利用量 (時間/月)	162	178	162	90	162
	利用人数 (人分/月)	18	18	18	13	18
保育所等訪問支援	利用量 (時間/月)	50	35	50	39	50
	利用人数 (人分/月)	25	26	25	32	25
放課後等デイサービス	利用量 (時間/月)	17,386	15,759	18,860	17,648	20,180
	利用人数 (人分/月)	1,369	1,106	1,485	1,265	1,589
障がい児相談支援	利用人数 (人分/月)	175	143	227	156	295

(3) 地域生活支援事業の実施に関する進捗状況

地域生活支援事業については、相談支援事業や意思疎通支援事業などの必須事業のほか、訪問入浴サービス事業や日中一時支援事業などの任意事業を幅広く実施しています。

移動支援事業や日中一時支援事業（日中支援型）は、類似サービスの影響などにより、利用量・利用人数が見込みを下回っていますが、全体的にみると、概ね見込みどおりとなっています。

区分	サービス種別	項目	第6期計画				
			R3		R4		R5
			見込量	実績	見込量	実績	見込量
理解促進研修・啓発事業		実施状況	実施	実施	実施	実施	実施
自発的活動支援事業		実施状況	実施	実施	実施	実施	実施
相談支援事業	障がい者相談支援事業	実施見込み (箇所数)	4	4	4	4	4
	基幹相談支援センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業		利用人数 (人/年)	4	5	4	5	4
成年後見制度法人後見支援事業		実施状況	実施	実施	実施	実施	実施
意思疎通支援事業	手話通訳・要約筆記者派遣事業	利用件数 (人/月)	150	154	157	155	164
	手話通訳者設置事業	設置人数 (人/年)	2	2	2	2	2
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	給付件数 (件/月)	4	2	4	3	4
	自立生活支援用具		7	5	7	5	7
	在宅療養等支援用具		9	5	9	7	9
	情報・意思疎通支援用具		12	6	12	9	12

第2章 障がい者を取り巻く環境の変化と課題

区分	サービス種別	項目	第6期計画				
			R3		R4		R5
			見込量	実績	見込量	実績	見込量
具 日常 給 生 付 活 等 用 事 事	排泄管理支援用具	給付件数 (件/月)	230	177	230	232	230
	居宅生活動作補助用具		1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		講習修了 見込み者数 (人/年)	48	33	49	39	50
移動支援事業		利用量 (時間/月)	2,829	2,333	2,829	2,250	2,829
		利用人数 (人/月)	297	243	297	238	297
地域活動支援センター 機能強化事業		設置数	14	14	14	14	14
		利用人数 (人/月)	223	129	223	127	223
障がい児等療育支援事業		実施見込み (箇所数)	1	1	1	1	1
業 専 を 門 行 性 う の 者 の の 高 養 意 成 思 研 疎 修 通 事 支 業 援 事 事	手話通訳・要約筆 記者養成研修事 業	講習修了 見込み者数 (人/年)	33	30	34	23	35
	盲ろう者向け通 訳・介助員養成研 修事業	講習修了 見込み者数 (人/年)	9	7	10	8	11
	失語症者向け意 思疎通支援者養 成研修事業	講習修了 見込み者数 (人/年)	10	2	11	1	12
を 専 意 門 行 性 う の 者 の の 高 支 支 派 援 い	盲ろう者向け通 訳・介助員派遣事 業	利用人数 (人/年)	6	5	6	4	6
福祉ホーム事業		設置数	2	2	2	2	2
訪問入浴サービス事業		利用人数 (人/月)	26	22	26	22	26

区分	サービス種別	項目	第6期計画				
			R3		R4		R5
			見込量	実績	見込量	実績	見込量
日中一時支援事業	日中支援型	利用量 (回/月)	2,347	1,923	2,347	1,575	2,347
		利用人数 (人/月)	459	381	459	354	459
	放課後支援型	利用量 (回/月)	408	305	121	117	—
		利用人数 (人/月)	71	67	29	26	—
	医療的ケア	利用量 (回/月)	308	301	325	346	342
		利用人数 (人/月)	55	56	58	65	61
地域移行のための安心生活支援	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	
巡回支援専門員整備	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	
児童発達支援センターの機能強化	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	
レクリエーション活動等支援	実施状況	実施	未実施	実施	実施	実施	
芸術文化活動振興	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	
点字・声の広報等発行	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	
奉仕員養成研修	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	
自動車運転免許取得	助成件数 (人/年)	2	0	2	1	2	
自動車改造費助成	助成件数 (人/年)	10	11	10	9	10	
雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	
障がい支援区分認定等事務	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	

6 課題の総括

本章2から5を踏まえ、「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」策定に向けた本市における課題を総括します。

(1) 地域生活への移行に係る障がい者の重度化・高齢化や親なき後への対応

障がいの重度化・高齢化や親なき後への対応を図るため、「緊急時の相談及び支援体制の充実」、「重度障がいに対応したGHの確保」、「本人や親への障がい福祉サービス等の理解促進・本人の自立に向けた支援の充実」、「地域における関係機関の連携体制の充実」など地域生活を支援する体制の充実が必要です。

(2) 一般就労への移行等

障がい福祉サービスを通じて、一般就労により多くつなげるため、「関係機関や企業と就労支援に関する情報共有及び連携」、「障がい者と企業との相互理解の促進」など就労支援の充実が必要です。

(3) 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービス・地域生活支援事業

共通事項

サービス利用者の利用実態や事業所の動向を踏まえた、利用者に対する必要な利用量を見込み、必要なサービスが適切に受けられる体制の確保やサービスの質の向上、また、それを担う人材の確保を図るための取組が必要です。

障がい福祉サービス・地域生活支援事業

地域で安心した生活が送れるようにするため、利用者ニーズ等が高い「生活介護」、「共同生活援助」、「計画相談支援」、「移動支援」など障がい福祉サービス・地域生活支援事業の更なる充実が必要です。

障がい児福祉サービス

「重症心身障がい児の受け入れの拡充」、「医療的ケア児等支援の充実強化」など、障がい児の障がい特性や個々の状態に応じたサービスの更なる充実強化が必要です。

第3章 令和8年度の目標の設定

本市では、これまでのサービス計画において、施設に入所している障がい者の地域生活への移行や、福祉施設を利用している障がい者の一般企業などでの就労に向けた移行についての目標設定を行い、さらに目標を達成するための方策を定め、取り組んできました。

「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」においても、国の基本指針やこれまでの進捗状況及び現状等を踏まえ、新たに目標を設定するとともに、目標を達成するための取組を推進していきます。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

○目標設定の背景

障がい者の入所施設において、長期入所が常態化している中、施設や病院で介護するのではなく、地域で自立した生活を営むことを促進するため目標設定するものです。

(1) 入所施設から地域生活への移行者数

国の基本指針

令和8年度末までに、令和4年度末時点の施設入所者の **6%以上を地域生活へ移行**することを基本としています。

本市の目標

これまで、地域生活が可能な施設入所者の地域移行に取り組んでおり、施設に入所している障がい者のうち、地域移行が可能と考えられる対象者のほとんどの方が家庭復帰やグループホームなどへ移行しています。現在、本市の施設入所者は、重度の障がい者の割合が高くなっている（重度化）ことや入所期間の長期化に伴い高齢化していることから、今後の地域移行は近年と同様に少数しか見込まれないが、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制を強化し、障がい者本人や家族の思いや希望をもとに、本人が選択した生活の場において暮らし続けることができるよう、必要な支援や調整を行うとともに、在宅サービスの充実や重度の障がい者に対応したグループホームの整備を促進しながら、毎年度2～3人の地域移行を見込み、令和8年度末時点の地域生活に移行する方の割合を令和4年度末の施設入所者（376人）の **3%（11人）以上地域生活へ移行**することを目標とします。

目標値	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
国の基本方針	令和元年度末施設入所者数の 6%以上を地域生活へ移行	令和4年度末施設入所者数の 6%以上 を地域生活へ移行
宇都宮市障がい 福祉サービス計画	令和元年度末施設入所者数の 3%以上を地域生活へ移行	令和4年度末施設入所者数の 3%以上 を地域生活へ移行

(2) 施設入所者の削減数

国の基本指針

令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から **5%以上削減**することを基本としています。

本市の目標

(1)と同様に、これまで、地域生活が可能な施設入所者の地域移行に取り組んでおり、施設に入所している障がい者のうち、地域移行が可能と考えられる対象者のほとんどの方が家庭復帰やグループホームなどへ移行しており、現在の本市の施設入所者は、重度化・高齢化や入所期間が長期化しています。また、短期入所などを利用しながら入所施設の空きを待つ重度の障がい者等が常にいることなども踏まえて、令和8年度末時点での施設入所者については、令和4年度末時点の施設入所者の**現状維持(376人)**とすることを目標とします。

目標値	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
国の基本方針	令和元年度末施設入所者数の 1.6%以上を削減	令和4年度末施設入所者数の 5%以上 を削減
宇都宮市障がい 福祉サービス計画	令和元年度末施設入所者数の 現状維持とする	令和4年度末施設入所者数の 現状維持 とする

【目標達成に向けた取組】

- ・ 地域生活への移行を促進するため、住まいの場として重要な選択肢の一つとなる、重度障がい者に対応したグループホームの整備を促進します。
- ・ 地域生活への移行が可能な対象者について、本人の意思や家庭環境、その他必要な情報を基幹相談支援センターが中心となり、行政、障がい福祉サービス事業所、相談支援事業所等の関係機関が共有し、個別の状況に応じて必要な支援を検討します。
- ・ 在宅生活やグループホームの利用を見据えた体験機会の場を提供します。
- ・ 必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの事業所における提供体制の充実が図られるよう取組を検討し、実施します。

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

○目標設定の背景

精神障がい者の地域移行を進めるためには、精神科病院や関連事業者による努力だけでは限界があり、行政を含めた地域の精神保健・医療・福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる社会を構築する必要があります。このため、精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進するため目標設定するものです。

国の基本指針

市町村障害福祉計画においては、成果目標の設定はありません。

本市の目標

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、**令和8年度末までに、保健・医療・福祉関係者が円滑に連携して、精神障がい者を地域移行につなぐため、情報共有・意見交換の場を設置するとともに、人材育成による受け入れ体制の強化に係る取組を実施**することを目標とします。

目標値	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
国の基本方針	—	—
宇都宮市障がい福祉サービス計画	保健・医療・福祉関係者による協議の場において、精神障がい者の地域移行に係る目標を設定し、関係者が情報共有や連携を図りながら、支援を実施	令和8年度末までに、保健・医療・福祉関係者が円滑に連携して、精神障がい者を地域移行につなぐため、情報共有・意見交換の場を設置するとともに、人材育成による受け入れ体制の強化に係る取組を実施

【目標達成に向けた取組】

- ・ 市内精神科病院のソーシャルワーカーと意見交換の場を設定し、保健・医療・福祉関係者間の連携体制の構築を図ります。
- ・ グループホーム職員、ケアマネージャー等に、現場で携わる職員の支援力向上を目的とした研修会を開催し、精神障がい者を受け入れるための体制強化を図ります。

3 地域生活支援の充実

○目標設定の背景

地域には、障がい福祉サービス事業所や相談支援事業所、病院、施設など、障がい者を支える様々な資源が存在し、これまでも各地域において整備が進められているところですが、それらの間の有機的な結びつきが必ずしも十分ではないことから、今後、障がい者の重度化・高齢化や「親なき後」を見据え、地域が抱える課題に向き合い、地域で障がい者やその家族が安心して生活するため、緊急時にすぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られる体制として、地域生活支援体制（※）の積極的な整備を推進していくことを目指すため目標設定するものです。

（※地域生活支援体制・・・国の基本指針では地域生活支援拠点等と表記していますが、本市では既存の地域資源を有機的に連携して結び付ける面的整備の拠点づくりを進めていることから、「拠点」ではなく、「体制」と表記しています。）

（1）地域生活支援の充実

国の基本指針

令和8年度末までの間、市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討することを基本としています。

本市の目標

本市では、地域生活支援体制を整備済みであり、地域生活支援体制の各機能を有する関係機関と連携を図りながら支援を実施していくとともに、地域生活支援体制の機能充実に資するよう、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討することを目標とします。

目標値	第6期 (令和3~5年度)	第7期 (令和6~8年度)
国の基本方針	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に一つ以上の地域生活支援拠点を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討	令和8年度末までの間、市町村において <u>地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証及び検討</u>
宇都宮市障がい福祉サービス計画	令和5年度末までの間、地域生活支援体制を確保しつつ、その機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証及び検討	<u>地域生活支援体制の各機能を有する関係機関と連携を図りながら支援を実施していくとともに、地域生活支援体制の機能充実に資するよう、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証・検討</u>

(2) 強度行動障がい有者への支援体制の充実

国の基本指針

令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関して市町村または圏域において、**支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める**ことを基本としています。

本市の目標

令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関して**その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める**ことを目標とします。

目標値	第7期 (令和6~8年度)
国の基本指針	令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関して市町村または圏域において、 支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める
宇都宮市障がい福祉サービス計画	令和8年度末までに、強度行動障がい有者に関して その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める

【目標達成に向けた取組】

- ・ 様々な地域資源の連携を強化し、地域生活支援体制の機能の充実を図るため、自立支援協議会等において、体制に係る運用状況の検証及び検討を行い、課題等を共有します。
- ・ 基幹相談支援センターや障がい者生活支援センターを中心に、相談支援の充実を図るとともに、身近に支援者がいない人の緊急時に備え、緊急時相談支援事業を実施していきます。
- ・ 親なき後を見据え、障がい者が介護者からの自立を体験できる機会として、体験的宿泊支援事業（グループホームや短期入所の体験利用）を実施します。
- ・ 各機能の充実を図ることができるよう、それらの課題に対応するため、各種取組について、十分に検討・検証を行います。
- ・ 支援体制の整備に向けて、強度行動障がい有者の支援ニーズ把握や課題の整理を行います。

4 福祉施設利用者の一般就労への移行等

○目標設定の背景

施設等で過ごす障がい者が地域で生活するためには、企業や官公庁等に就労し、収入を得たり社会とのつながりを構築することで自己実現をはかることが大変重要な意義をもつため、就労移行支援事業等の障がい福祉サービスを通じて一般就労や就労後の職場への定着につなげられるよう、目標設定するものです。

(1) 一般就労への移行者数

国の基本指針

就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を令和8年度中に令和3年度実績の **1.28倍以上** とすることを基本としています。(うち、就労移行支援事業が1.31倍以上、就労継続支援A型事業が1.29倍以上、就労継続支援B型事業が1.28倍以上)

本市の目標

これまでに引き続き企業と就労系事業所との意見交換会や就労系事業所見学会を開催するなどの取り組みを行い、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、国の基本指針を踏まえた県の目標設定の考え方に準じ、令和2年度を除いた直近3か年の一般就労への移行実績の平均値に国の示した率を乗じた人数(91人)の **1.28倍(117人以上(うち、就労移行支援事業が1.31倍以上、就労継続支援A型事業が1.29倍以上、就労継続支援B型事業が1.28倍以上))** を一般就労への移行を目標とします。

目標値	第6期 (令和3~5年度)	第7期 (令和6~8年度)
国の基本方針	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上(就労移行支援:1.30倍以上, 就労継続支援A型:1.26倍以上, 就労継続支援B型:1.23倍以上)	令和3年度の一般就労への移行実績の 1.28倍以上(就労移行支援:1.31倍以上, 就労継続支援A型:1.29倍以上, 就労継続支援B型:1.28倍以上)
宇都宮市障がい福祉サービス計画	令和元年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上(就労移行支援:1.30倍以上, 就労継続支援A型:1.26倍以上, 就労継続支援B型:1.23倍以上)	令和2年度を除いた直近3か年の一般就労への移行実績の平均値の 1.28倍以上(就労移行支援:1.31倍以上, 就労継続支援A型:1.29倍以上, 就労継続支援B型:1.28倍以上)

(2) 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合

国の基本指針

就労移行支援事業所のうち、令和8年度の **就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上** とすることを基本としています。

本市の目標

国の基本指針に即して、就労移行支援事業所のうち、令和8年度の **就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上** とすることを目標とします。

目標値	第6期 (令和3~5年度)
国の基本方針	就労移行支援事業所のうち、令和8年度の <u>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上</u>
宇都宮市障がい福祉サービス計画	就労移行支援事業所のうち、令和8年度の <u>就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上</u>

(3) 就労定着支援事業の利用者数

国の基本指針

就労定着支援事業の利用者数は、令和8年度末の利用者数を令和3年度末実績の **1.41倍以上** とすることを基本としています。

本市の目標

就労移行支援事業等の利用者数の増加に伴い、平成30年度から開始された就労定着支援事業の利用者数についても増加している。今後とも、本人の状況に応じてサービス等利用計画に基づき適切な支給決定をしながら、令和8年度末における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度末実績(36人)の **1.41倍(51人)以上** とすること目標とします。

目標値	第6期 (令和3~5年度)	第7期 (令和6~8年度)
国の基本方針	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用	令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の 1.41倍以上
宇都宮市障がい福祉サービス計画	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用	令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数を令和3年度末実績の 1.41倍以上

(4) 就労定着支援事業所の就労定着率

国の基本指針

令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における就労定着率が **7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上** とすることを基本としています。

本市の目標

利用者が具体的に直面する課題や対応する事業所の動向を注視しながら、国の基本指針に準じ、令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における**就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上**とすることを目標とします。

目標値	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
国の基本方針	令和5年度末における就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における 就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上
宇都宮市障がい福祉サービス計画	令和5年度末における就労定着支援事業のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上	令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の一定期間における 就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上

【目標達成に向けた取組】

- ・ 就労移行支援事業所、障害者就業・生活支援センター、ハローワーク、商工会議所などで構成する自立支援協議会就労支援部会において、一般就労に関する情報共有を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、就職ガイダンスや就労体験会を実施するなど、事業所における一般就労の取組を支援します。
- ・ 企業等の協力を得ながら、企業、就労希望者双方の理解を深める機会をつくることで、就労後の職場定着につなげます。

5 障がい児支援の提供体制の整備等

○目標設定の背景

発達の遅れが気になる子どもや医療的ケアを必要とする子どもが増えており、こうした支援の必要な子どもが誰一人取り残されず適切な時期に適切な支援を身近な地域で受けられるよう、計画的に事業を推進するため、目標設定するものです。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

国の基本指針

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に**少なくとも1箇所以上設置**するこ

とを基本としています。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、**障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築**することを基本としています。

本市の目標

市においては、現在、児童発達支援センターが4箇所(市設置2, 県設置2), 既に国が求める指針を満たし、サービス供給体制が確保されています。このため、事業者数は維持しつつ、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、市が設置している施設において、地域の中核的な拠点施設として高度な専門性を活かし、**民間の通所支援事業者に対して助言・支援することにより、療育の質の維持・向上を図**ることを目標とします。

本市においては、現在、保育所等訪問支援事業を実施する事業所が9箇所(市直営1, 県直営1, 民間事業所7)あり、サービス供給体制が確保されています。このため、事業者数は維持しつつ**サービスを必要とする人が必要な支援を受けられるよう、保育所・学校等へ理解を得ながらより一層利用促進を図**ることを目標とします。

目標値	第6期 (令和3~5年度)	第7期 (令和6~8年度)
国の基本方針	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1箇所以上設置、また、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に 少なくとも1箇所以上設置 、また、全ての市町村において、 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築
宇都宮市障がい福祉サービス計画	市が設置している施設において、民間事業所に対し、サービスの質の維持・向上を図るため、必要な支援の実施、また、保育所等訪問支援事業についてサービスを必要とする人が支援を受けられることができるよう、保護者及び事業所へ理解を得ながら利用促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・通所支援事業者に対して助言・支援すること療育の質の維持・向上を図る。 ・保育所等訪問支援事業についてサービスを必要とする人が必要な支援を受けられるよう、保育所・学校等へ理解を得ながらより一層利用促進を図る。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針

令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本としています。

本市の目標

本市においては、現在、重症心身障がい児を支援できる児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所がそれぞれ3箇所で開催されており、既に国が求める指針を満たし、サービス供給体制は確保できている状況です。

今後は、新たな事業所の確保とともに、重症心身障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、通所支援事業者に対して助言・支援することにより、受け入れ体制の充実を図ることを目標とします。

目標値	第6期 (令和3~5年度)	第7期 (令和6~8年度)
国の基本方針	令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に <u>少なくとも1箇所以上確保</u>	令和8年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に <u>少なくとも1箇所以上確保</u>
宇都宮市障がい福祉サービス計画	重症心身障がい児のニーズ等を踏まえて、児童発達支援及び放課後等デイサービスの各施設においても重症心身障がい児を受け入れられるよう事業所の理解を得ながら受入促進を図る。	新たな事業所の確保とともに、 <u>重症心身障がい児が身近な地域で適切な支援を受けられるよう、通所支援事業者に対して助言・支援することにより、受け入れ体制の充実を図る。</u>

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

国の基本指針

令和8年度末までに、各都道府県、各圏域又は各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、各市町村において医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

本市の目標

本市においては、医療的ケア児等の支援について保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関・団体等との連携が確保できるよう、発達支援ネットワーク会議を協議の場として設置しております。今後は、コーディネーター数を維持しつつ、**医療的ケア児から者へ、切れ目のない一貫した支援を提供するための協議の場の整備に取り組む**とともに、**総合調整するための医療的ケア児等コーディネーターの配置の検討を含めた医療的ケア児の支援体制の強化を図る**ことを目標とします。

目標値	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
国の基本方針	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和8年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町において、 保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置
宇都宮市障がい福祉サービス計画	医療的ケア児等のより適切な支援に向け、協議の場の充実に取り組む。 また、医療的ケア児等の支援に関するコーディネート機能の充実強化を図る。	・医療的ケア児から者へ、切れ目のない一貫した支援を提供するための協議の場の整備に取り組む。 ・総合調整するための医療的ケア児等コーディネーターの配置の検討を含めた医療的ケア児の支援体制の強化を図る。

【目標達成に向けた取組】

- ・ 早期発見・早期療育につなげるため、初期の相談等においてICTの活用や保育所等への巡回支援専門員による訪問など、各種相談機能の充実・強化に取り組みます。
- ・ 地域の通所支援事業者の療育の質の維持・向上を図るため、児童発達支援センターは、地域の中核的な拠点施設として有する専門機能を活かし、体験見学会や研修会の実施など療育技術の支援の強化に取り組みます。
- ・ 保育所等訪問支援について、保育所・学校等に対し、あらゆる機会を捉え制度の理解を図りながら利用促進に取り組みます。
- ・ 重症心身障がい児の受入れについて、通所支援事業者との意見交換等を実施し、理解促進を図りながら、受入体制の充実に取り組みます。
- ・ 医療的ケア児等を支援する関係機関等の協議の場を活用し、支援に関する問題点や支援方法の共有などを行うことにより、支援の充実強化に取り組みます。

- ・ 医療的ケア児等へのより適切な支援に向け、総合調整するための医療的ケアコーディネーターの配置の検討を含めたコーディネート機能の充実強化に取り組みます。

6 相談支援体制の充実・強化等

○目標設定の背景

更なる相談支援体制の充実・強化等を推進するための取組として、総合的・専門的な相談支援体制の実施及び地域の相談支援体制の強化に向けた取組を着実に進めていくため、目標設定するものです。

(1) 相談支援体制の充実・強化

国の基本指針

令和8年度末までに各市町村において、**総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保**することを基本としています。

本市の目標

本市においては、既に設置済みの基幹相談支援センター（直営）、障がい者生活支援センター（委託）及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制となっており、引き続き、連携強化や質の向上など相談しやすい環境づくりに向けた取組を行うとともに、**新たに整備された重層的支援体制による更なる連携強化も図りながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を着実に推進**していくことを目標とします。

目標値	第6期 (令和3～5年度)	第7期 (令和6～8年度)
国の基本方針	令和5年度末までに各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保	令和8年度末までに各市町村において、 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保
宇都宮市障がい福祉サービス計画	基幹相談支援センター（直営）、障がい者生活支援センター（委託）及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制となっており、引き続き、連携を強化しながら、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援を着実に推進していく。	基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制において、 総合的な相談支援や、地域の相談支援体制の強化を図るとともに、重層的支援体制を活用しながら関係機関等と連携を強化していく。

(1) 協議会の体制確保

国の基本指針

令和8年度末までに、協議会において、**個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保**することを基本としています。

本市の目標

令和8年度末までに、協議会（既存の相談支援部会）において、**個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施**することを目標とします。

目標値	第7期 (令和6~8年度)
国の基本指針	令和8年度末までに、協議会において、 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保
宇都宮市障がい福祉サービス計画	令和8年度末までに、協議会（相談支援部会）において、 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を実施

【目標達成に向けた取組】

- ・ 基幹相談支援センター及び障がい者生活支援センターにおいて、障がいの種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。
- ・ 相談支援を実施する中で、本人や親に対して、障がい福祉サービス等についての更なる理解促進を図ります。
- ・ 地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言等を行います。
- ・ 地域の相談支援事業者の人材育成の支援を行います。
- ・ 自立支援協議会相談支援部会等を活用して、個別事例や地域における課題についての検討を行います。

7 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

○目標設定の背景

障がい福祉サービスの多様化、サービス事業所の増加に伴い、より一層事業者が利用者に対して、真に必要とするサービスを適切に提供することが求められており、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくための取組を実施するための体制を構築する必要があるため、目標設定するものです。

国の基本指針

令和8年度末までに、各都道府県や各市町村において、**サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築すること**を基本としています。

国が想定する障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組

- ・ 都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修等への市町村職員の参加
- ・ 障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用等
- ・ 障がい福祉サービス事業所等に対する指導監査の適正な実施

本市の目標

本市において、障がい福祉サービス等の質を向上させるため、**引き続き、県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組むとともに、事業所における介護人材の確保が困難となっていることから、人材確保に向けた支援に取り組む**ことを目標とします。

目標値	第6期 (令和3~5年度)	第7期 (令和6~8年度)
国の基本方針	令和5年度末までに、各都道府県や各市町村において、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築	令和8年度末までに、各都道府県や各市町村において、 サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築
宇都宮市障がい福祉サービス計画	引き続き、県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組む。	引き続き、県等が実施する研修への参加、障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の活用及び適正な指導監査の実施に取り組むとともに、事業所における介護人材の確保が困難となっていることから、人材確保に向けた支援に取り組む。

【目標達成に向けた取組】

- ・ 障がい福祉サービス等に係る理解を深めるため、栃木県等が実施する研修等へ、職員が積極的に参加します。
- ・ 請求の過誤等を無くすため、障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を確認し、必要に応じて、適宜、事業所に請求方法等についての指導を行います。
- ・ 適正な運営を行う事業所を確保するため、指導監査を適切に実施します。
- ・ 事業所における介護職員の処遇や職場環境の改善を図るなど、人材確保に向けた取組を実施します。

第4章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保のための方策

本市では、これまでのサービス計画において、障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みを設定し、その見込量を確保するための方策に取り組んできました。

「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」においても、国の基本指針に基づき、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の実績、今後の行政の取組などを勘案し、各サービスの利用実態を踏まえ、令和6年度から令和8年度の見込量（利用量，利用人数）を設定するとともに、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

1 訪問系サービス

(1) 見込みの考え方

障がい者が地域で安心して暮らせるよう、サービスを必要とする人に必要なサービスの提供を確保する観点から、直近の利用者の実績等を考慮して、見込量を設定します。

なお、訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障がい者等包括支援)は、第6期計画では国の基本指針に即して、見込量を一括して見込んでいましたが、第7期計画においては、国の基本指針の変更に伴い、サービス毎に見込みます。

サービス種別	項目	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		R3	R4	R5(※)	R6	R7	R8
居宅介護	利用量 (時間分/月)	16,858	16,087	16,122	16,353	16,684	17,015
	利用人数 (人/月)	774	764	780	790	806	822
重度訪問介護	利用量 (時間分/月)	6,251	7,370	9,095	11,622	13,138	14,654
	利用人数 (人/月)	13	16	18	23	26	29
同行援護	利用量 (時間分/月)	3,778	4,456	3,966	4,366	4,505	4,643
	利用人数 (人/月)	153	171	172	189	195	201
行動援護	利用量 (時間分/月)	582	630	678	761	818	888
	利用人数 (人/月)	44	45	48	54	58	63

第4章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保のための方策

重度障がい者 等包括支援	利用量 (時間分/月)	0	0	0	0	0	0
	利用人数 (人/月)	0	0	0	0	0	0

※R5年度は7月の実績。以下のサービスも同様。

(2) 現状と課題

- ・ 令和5年8月現在、市内に居宅介護を提供する事業所が77か所、重度訪問介護を提供する事業所が48か所、同行援護を提供する事業所が31か所、行動援護を提供する事業所が11か所あります。(重度障がい者等包括支援を提供する事業所は0か所、休止中の事業所も含まれます。)
- ・ 今後も在宅サービスの需要は伸びていくと見込まれる中、地域生活への移行を促進していくうえで、サービスを提供する事業所の供給体制が十分であるか、留意しながら進めていくことが必要です。

(3) 見込量確保のための方策

- ・ 今後の需要増に向けた、事業所へのヘルパー養成・研修事業等の充実や県等の事業の周知、国の補助金を活用した支援等により、人材の確保や質の高いサービス提供が図られるよう努めます。
- ・ 基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制や、多機関との連携強化により、障がい者本人や家族の希望をもとに、本人が選択した生活の場において暮らし続けることができるよう、よりきめ細やかなケアマネジメントを実施し、サービス等利用計画に基づく適正な支給を行います。

2 日中活動系サービス

(1) 見込みの考え方

障がい者の日常生活に必要な能力・知識等の向上を図る訓練や生産活動，創作活動の場を提供するサービス，一般就労への移行，社会参加を促進するためのサービス等の充実を図るとともに，施設での介護を必要とする障がい者へのサービスを確保する観点から，事業所の増加やサービスの特性等を考慮して，見込量を設定します。

サービス種別	項目	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
生活介護 ※（ ）はうち 重度障がい者	利用量 (人日分/月)	21,464	22,326	21,221	21,581 (18,316)	21,792 (18,495)	22,003 (18,674)
	利用人数 (人分/月)	1,074	1,091	1,103	1,124 (954)	1,135 (963)	1,146 (972)
自立訓練 (機能訓練)	利用量 (人日分/月)	105	19	19	19	19	19
	利用人数 (人分/月)	5	1	1	1	1	1
宿泊型自立訓練	利用量 (人日分/月)	77	36	62	31	31	31
	利用人数 (人分/月)	4	2	2	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	利用量 (人日分/月)	640	537	492	510	544	578
	利用人数 (人分/月)	36	27	29	30	32	34
就労選択支援	利用人数 (人分/月)	—	—	—	—	10	30
就労移行支援	利用量 (人日分/月)	1,462	1,678	1,757	1,754	1,823	1,892
	利用人数 (人分/月)	87	88	102	102	106	110

第4章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保のための方策

就労継続支援 (A型)	利用量 (人日分/月)	9,773	11,111	11,406	13,101	14,795	16,725
	利用人数 (人分/月)	485	543	580	665	751	849
就労継続支援 (B型)	利用量 (人日分/月)	15,112	16,600	16,076	17,955	19,390	20,947
	利用人数 (人分/月)	815	885	921	1,026	1,108	1,197
就労定着支援	利用人数 (人分/月)	36	35	34	39	42	45
療養介護	利用人数 (人分/月)	50	48	45	50	50	50
短期入所 ※()はうち 重度障がい者	利用量 (人日分/月)	998	1,160	1,285	1,442 (1,078)	1,490 (1,124)	1,539 (1,171)
	利用人数 (人分/月)	88	137	186	209 (153)	216 (160)	223 (166)

(2) 現状と課題

生活介護，自立訓練（機能訓練），宿泊型自立訓練，自立訓練（生活訓練），療養介護，

短期入所

- 令和5年8月現在，市内に生活介護を提供する事業所が49か所，自立訓練（機能訓練）を提供する事業所が1か所，自立訓練（生活訓練）を提供する事業所が4か所，療養介護を提供する事業所が1か所，短期入所を提供する事業所が38か所あります。（宿泊型自立訓練は市外に3か所あります。）
- 今後も，障がい者数の増加や地域移行により地域で生活する利用者が多くなり，生活介護等のサービスの必要性が高くなることから，その需要増に対し，事業所の供給体制が十分であるか，留意しながら進めていく必要があります。
- 短期入所については，利用者数に対する事業所の定員が一定確保されているものの，介護者の急病等緊急時や，医療的ケアへの対応を求める声がある一方，普段利用の無い方が利用する場合，本人に必要な支援を事業所が把握できず，本人にとっても不慣れた環境に置かれる不安が大きいことや，医療的ケアを実施できる看護職員等の配置や医療機関からの派遣など常時の受入体制を整備することは困難であることから，事業所が利用者個々の相談に応じて受入体制を整えられるよう働きかけていく必要があります。

就労選択支援

- 令和7年10月からの施行が予定されている新たなサービスであり、利用者の強みや課題、就労に必要な配慮について、本人と支援側が共に整理・評価（就労アセスメント）することで、適切な一般就労や就労系サービスにつなげるものです。就労経験のない方などの利用が見込まれますが、計画相談や就労移行支援、ハローワーク等でも一定役割を担ってきたことや、サービス提供事業所の参入動向などを踏まえながら、需要を把握していく必要があります。

就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援

- 令和5年8月現在、市内に就労移行支援を提供する事業所が18か所、就労継続支援A型を提供する事業所が34か所、就労継続支援B型を提供する事業所が74か所、就労定着支援を提供する事業所が9か所あり、特に就労継続支援A型・B型の事業所数が大きく増加しています（休止中の事業所も含みます。令和2年8月時点では、就労移行支援事業所15、就労継続支援A型23、就労継続支援B型47、就労定着支援7か所）。
- 今後も障がい者の経済的自立へ向けて、就労移行支援事業所と連携しながら一般就労への移行を促進し、また、一般就労が困難な障がい者においては、就労継続支援A・B型利用者等の工賃向上のための支援が必要です。
- 就労定着支援については、就労に伴う悩みや生活面の不安を解決できるよう、職場・家族との連絡調整等の支援を一定期間にわたり行うサービスであり、今後も需要や事業所の参入動向を注視しながら、利用を促進していく必要があります。

(※参考) サービス種別ごとの一般就労移行者数

区分・種別	R2	R3	R4
生活介護	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
自立訓練	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
就労移行支援	51人(58.6%)	59人(56.7%)	49人(50.5%)
就労継続支援A型	30人(34.5%)	40人(38.5%)	38人(39.2%)
就労継続支援B型	6人(6.9%)	5人(4.8%)	10人(10.3%)
計	87人	104人	97人

(3) 見込量確保のための方策

生活介護、自立訓練（機能訓練）、宿泊型自立訓練、自立訓練（生活訓練）、療養介護、

短期入所

- 今後も、生活介護の利用量の増加が見込まれるため、サービスを提供する事業所の

第4章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保のため方策

供給体制が不足しないか等について確認しながら、必要に応じて、障がい者福祉施設整備費補助金の活用も含め、事業所への支援を行います。

- ・ 短期入所について、引き続き、利用者に対し、緊急時等に備え平時から事業所との利用相談や定期的な利用を促すとともに、事業所に対し、医療的ケアに対応するための人員配置に係る報酬改定など関連情報を周知していきます。

就労移行支援、就労継続支援A型・B型、就労定着支援

- ・ 本人の希望や状況に応じて、障がい福祉サービスを受けられるよう、「就労系障がい福祉サービス事業所ガイドブック」を作成し、サービス利用希望者へ周知します。
- ・ 就労移行支援事業所、ハローワーク、商工会議所などで構成する自立支援協議会就労支援部会において、一般就労に関する情報共有を図るとともに、関係機関と連携を図りながら、就職ガイダンスや就労体験会を実施するなど、事業所における一般就労の取組を支援し、利用者の受入や支援体制の充実につなげます。
- ・ 企業等の協力を得ながら企業側、就労希望者双方の理解を深める機会をつくり、就職後の職場定着につなげます。
- ・ 一般就労が困難な障がい者が、それぞれの特性に応じて生き生きと働くことができるよう、「工賃向上等支援事業」など障がい者施設の自主製品の発注促進や販路拡大、役務の受注促進等を支援し、就労継続支援事業所における障がい者の工賃向上と雇用の創出に取り組むことにより、利用者の受入や支援体制の充実につなげます。

～ 日中活動系サービス必要事業所数（必要定員数）の見込みについて ～

障がい福祉サービスにおける日中活動系サービスの令和6年度から令和8年度の見込量（利用人数・利用量）については、令和5年度における各サービスの市内事業所の総定員の範囲内であることから、計画期間中においては、現状の日中活動系サービス事業所数（総定員数）でサービス提供が可能であると見込んでいます。

3 居住系サービス

(1) 見込みの考え方

居住系サービスについては、親なき後や地域生活への移行に対応するため、サービスを必要とする人に必要なサービスの提供を確保する観点から、直近の実績等を考慮して、見込量を設定します。

また、施設入所支援については、計画の数値目標と合わせて見込みます。

サービス種別 見込みの考え方	項目	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
自立生活援助	利用人数 (人分/月)	1	1	1	1	1	1
共同生活援助 (グループホーム) ※()はうち 重度障がい者	利用人数 (人分/月)	620	740	770	922 (245)	1,060 (263)	1,219 (281)
施設入所支援	利用人数 (人分/月)	385	376	371	379	379	379

(2) 現状と課題

- 令和5年8月現在、市内に自立生活援助を提供する事業所が1か所、共同生活援助（グループホーム）を提供する事業所が63か所、施設入所支援を提供する事業所が8か所あります。
- 平成30年度に新設された自立生活援助については、全国的にみても利用者が少ない状況ではありますが、本市において、令和2年8月に1か所の事業所でサービスの提供が開始され、2名の利用が開始されました。以降、利用者数は1～2名で推移し、令和5年7月での利用者数は1名となっています。サービス提供の実態や利用ニーズ等について、引き続き、現状把握を行い、そこから見出される課題に対応する必要があります。
- グループホームについては、民間企業等の参入などにより、ここ数年で事業所数が著しく増加しています。（令和2年8月時点では33か所）また、重度化、高齢化対応する受け入れ先として、日中サービス支援型の事業所数も増えてきています。今後も、親なき後への備えや障がい者の重度化・高齢化などへの対応に必要な施設でありますことから、引き続き、整備の促進をしていくことが必要です。
- 施設入所支援については、地域移行可能な対象者のほとんどが家庭復帰やグループホームなどへ移行し、さらに重度化・高齢化や入所期間が長期化していること、また、短

第4章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保のための方策

期入所などを利用しながら市内の入所施設の空床を待つ待機者が多数いることなどから、施設入所者数の減少はほとんど見込まれませんが、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制や多機関との連携を強化し、本人や家族の思いや希望を受けとめながら、暮らし続けることができるよう、必要な支援や調整を行う必要があります。

(3) 見込量確保のための方策

- ・ 自立生活援助については、現状把握を行う中で見出された課題について、適宜、対応を実施します。
- ・ グループホームについては、住まいの場として重要な選択肢の一つとなりますことから、補助金等による支援を行いながら、引き続き、整備を促進していきます。
- ・ 本人や家族の思いや希望を受け止めながら、必要な情報について基幹相談支援センターが中心となり、行政、障がい福祉サービス事業所、事業所や、医療・保健・介護等の関係機関と情報共有し、個別の状況に応じて必要な支援を行っていきます。
- ・ 必要な在宅サービスや希望する日中活動サービスの提供体制の充実を行います。

～ グループホーム必要定員数（必要棟数）の見込みについて ～

市内のグループホームについて、一定整備が進んだものの、グループホームの利用者数は増加傾向であるため、引き続き整備を進める必要があります。今後の親なき後やグループホームの利用者数の伸び率などを考慮し、今後必要となる必要定員数を以下のように見込みます。

◎グループホーム定員数（棟数）の見込み（棟数は参考値）

【全体】

	第7期計画（見込み）			
	R6	R7	R8	合計
定員数	1,272	1,388	1,505	—
増加定員数	116	116	117	349
増加棟数	16	16	17	49

【社会福祉法人】

	R6	R7	R8	合計
増加定員数	20	20	20	60
増加棟数	3	3	3	9

【その他法人】

	R6	R7	R8	合計
増加定員数	96	96	97	289
増加棟数	13	13	14	40

グループホームの必要定員数の見込みについては、近年の開設状況等を踏まえて、算出をしています。

4 相談支援系サービス

(1) 見込みの考え方

計画相談支援は、障がい福祉サービス等のすべての利用者がサービス等利用計画の作成対象となるため、各利用者の更新時点等を考慮して見込みます。地域移行支援・地域定着支援については、今後の地域移行の状況を見据えつつ、実績を踏まえて見込みます。

サービス種別 見込みの考え方	項目	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		R3	R4	R5(※)	R6	R7	R8
計画相談支援	利用人数 (人分/月)	945	984	743	1,047	1,141	1,244
地域移行支援	利用人数 (人分/月)	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用人数 (人分/月)	2	1	1	1	1	1

(2) 現状と課題

- ・ 令和5年8月現在、市内に計画相談支援を提供する事業所が55か所、地域移行支援・地域定着支援を提供する事業所が14か所あります。（休止中の事業所も含みません。）
- ・ 計画相談支援は、障がい福祉サービス利用者の「サービス等利用計画」を作成するサービスですが、障がい福祉サービス利用者の増加に伴い、計画相談支援の利用者も増加していることから、相談支援専門員を確保する必要があります。
- ・ 地域移行支援、地域定着支援については、利用者が少ない状況ですが、地域生活への移行に際し、多様化する障がい者の生活上の課題やニーズを的確に把握し、適切な支援を行う必要があります。

(3) 見込量確保のための方策

- ・ 障がい福祉サービスを提供する事業所等に対し、相談支援従事者研修等への積極的な参加の呼びかけや必要な情報提供を行い、相談支援従事者の確保と資質向上を図ります。
- ・ 基幹相談支援センター、障がい者生活支援センター及び指定特定相談支援事業所による相談支援体制の連携を強化し、充実した相談支援を実施します。
- ・ 地域移行支援、地域定着支援については、現状把握を行う中で見出された課題について、適宜、対応します。

5 障がい児支援系サービス

(1) 見込みの考え方

障がい児が必要なサービスを受けることができるよう、障がい児及びその家族に対する効果的な支援の提供体制を確保する観点から、近年の実績等を踏まえて、見込量を設定します。

サービス種別 見込みの考え方	項目	第2期計画（実績）			第3期計画（見込み）		
		R3	R4	R5(※)	R6	R7	R8
児童発達支援	利用量 (人日分/月)	5,489	5,798	7,209	8,457	10,046	11,938
	利用人数 (人分/月)	435	484	601	727	862	1,024
居宅訪問型 児童発達支援	利用量 (人日分/月)	7	8	9	9	9	9
	利用人数 (人分/月)	2	3	3	3	3	3
医療型児童発達 支援	利用量 (人日分/月)	178	90	91	「児童発達支援」に 数値を集約		
	利用人数 (人分/月)	18	13	12			
保育所等訪問支援	利用量 (人日分/月)	35	39	107	153	188	232
	利用人数 (人分/月)	26	32	90	111	136	168

第4章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの必要量の見込み及び見込量確保のための方策

放課後等デイサービス	利用量 (人日分/月)	15,759	17,648	22,075	23,633	25,288	27,058
	利用人数 (人分/月)	1,106	1,265	1,581	1,692	1,811	1,937
障がい児相談支援	利用人数 (人分/月)	143	156	193	226	264	309

(2) 現状と課題

- 令和5年8月現在、市内の障がい児通所支援事業所のうち、児童発達支援は65箇所、居宅訪問型児童発達支援は2箇所、医療型児童発達支援は2箇所、保育所等訪問支援は9箇所、放課後等デイサービスは104箇所あります。障がい児相談支援事業所については38箇所あります。(休止中の事業所も含まれます。)
- 障がい児通所支援事業所については、利用者の増加とともに、事業所も増加している中、障がい児の個々の特性に応じた多様なサービスをこれまで以上にきめ細やかに提供するためには、ニーズを踏まえた適切なサービスの質の維持・向上が求められます。
- より適切な障がい児支援サービスを受けるためには、障がい児本人や家族に対する継続的な相談機能や、関係機関が連携した支援が重要であることから、障がい児相談支援事業の充実・強化が求められています。

(3) 見込量確保のための方策

- 国や県の動向や利用者ニーズを把握するとともに、民間事業所のサービスの質の維持・向上に向け、事業者等を対象とした子ども発達センターにおける療育体験や情報交換会を実施します。
- 障がい児が個々の特性に応じた適切な療育を受けられるよう、相談支援事業所の充実・強化に向け、相談支援専門員の確保に努めます。

第5章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策

本市では、これまでのサービス計画において、地域生活支援事業の各年度における事業の種類ごとの必要な量の見込みを設定し、その見込量を確保するための方策に取り組んできました。

「第7期サービス計画・第3期障がい児計画」においても、必要なサービス量等について、現在の利用者数を基礎として、直近の利用者の実績、今後の行政の取組などを勘案し、各サービスの利用実態を踏まえ、令和6年度から令和8年度の見込み（実施状況、利用量、利用人数）を設定するとともに、その見込量を確保するための方策に取り組んでいきます。

1 必須事業

(1) 実施する事業の内容及び事業実施に関する考え方

事業名		事業内容（現状）	事業実施に関する考え方 （見込量確保のための方策）
理解促進研修・啓発事業		市民の障がい者等への理解を深めるため障がい者週間における理解啓発活動の実施や市内小学校における盲導犬ふれあい教室等を実施するほか、合理的配慮の提供に係る周知啓発動画の放映を行う。また、障がい者団体が地域において行う交流事業の経費補助を行っています。	引き続き、市民の障がい者等への理解を深めるための事業実施等に取り組むとともに、関係団体との連携を図りながら、より効果的な啓発の取組等を実施します。
自発的活動支援事業		家族会が行う、精神障がいを理解するための普及啓発活動や精神障がい者の社会復帰を促進するための個別相談・情報提供活動を支援しています。	引き続き、精神障がい者及びその家族等の団体活動に対する支援を行います。
相談支援事業	障がい者相談支援事業	市内の事業所に委託し、「障がい者生活支援センター」として、障がい分野に関わらず、地域において生活している障がい者等の相談に応じ、地域生活に必要な支援を行っています。	引き続き基幹相談支援センターを中核とした相談体制の充実を図るとともに、令和5年度に重層的支援体制の5圏域に合わせ、障がい者生活支援センターを5か所に増設し、担当地区割を行ったことから、ブロック別研修等による

第5章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策

相談支援事業	基幹相談支援センターの設置	市障がい福祉課内に設置した基幹相談支援センターが地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所等への専門的な助言や障がい者及びその家族への支援等、総合的な相談支援等を担っています。	指定特定相談支援事業所の支援力向上・連携強化や、圏域内での多機関連携による支援を図っていきます。
成年後見制度 利用支援事業		障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が必要な知的障がい者等に対し、審判申立に要する経費や後見人の報酬等を助成することで、障がい者の権利擁護を図っています。	引き続き、成年後見制度法人後見支援事業と併せて制度の周知啓発を図り、対象となる方が利用しやすい事業となるよう努めます。
成年後見制度 法人後見支援事業		成年後見支援センター(中核機関)等の関係機関と連携しながら、法人後見についても周知啓発し、制度の利用促進を図ります。	令和5年度に成年後見制度に係る中核機関や協議会が設置されたことから、連携して効果的な支援等を検討していきます。
意思疎通支援事業	手話通訳・要約 筆記者派遣事業	聴覚障がい等により、意思疎通を図ることに支障がある方のために、手話通訳者又は要約筆記者を派遣しています。	引き続き、関係団体との連携を図り、手話通訳者・要約筆記者の円滑な派遣を行います。
	手話通訳者 設置事業	市役所に来庁する聴覚障がい者等のために障がい福祉課窓口到手話通訳者を設置しています。	引き続き、市役所に来庁する聴覚障がい者等が、行政サービス等を円滑に受けられることができる体制の確保に努めます。
日常生活用具給付等事業		障がい者の日常生活の利便性を確保するため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与しています。 ①介護・訓練支援用具 ②自立生活支援用具 ③在宅療養等支援用具 ④情報・意志疎通支援用具 ⑤排泄管理支援用具 ⑥居宅生活動作補助用具	引き続き、日常生活用具の給付又は貸与を実施するとともに、障がい者の日常生活の質の向上が図られるよう、情報収集や関係団体との意見交換を行いながら給付品目の見直しを適宜、検討します。

第5章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策

手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がい者の情報保障のため、日常会話を行うのに必要な手話の表現技術の習得を目指して、手話の入門過程、基礎課程の講座を開催し手話奉仕員を養成しています。	引き続き、聴覚障がい者の円滑な行動と積極的な社会活動を支援する人材を育成します。	
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい者又は障がい児について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援しています。	個々の利用ニーズを的確に把握し、引き続きサービスを適切に提供します。	
地域活動支援センター機能強化事業	地域活動支援センターにおいて、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスの事業を実施しています。	引き続き、一定の地域活動支援センターを確保するとともに、事業者の安定した運営を支援します。	
障がい児等療育支援事業	障がい児等の地域生活を支えるため、訪問による療育指導、外来による専門的な相談や指導、児が通う保育所等職員の療育技術向上に資する支援を実施しています。	引き続き、関係機関との綿密な連携の下、専門職員の安定的確保や質の向上に努めながら、児の発達特性に合わせたより質の高い療育を提供していきます。	
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	障がい者福祉の概要や手話通訳又は要約筆記の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得した手話通訳者並びに要約筆記に必要な要約技術及び基本技術を習得した要約筆記者を養成しています。	意思疎通を図ることが困難な障がい者等が自立した日常生活または社会生活を行うことができるよう、引き続き県との共同により実施していきます。
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を養成しています。	
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	失語症者の意思疎通及び外出時の移動の介助に必要な知識、技能の指導を行うことにより、「失語症者向け意思疎通支援者」を養成しています。	

第5章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策

専門性の高い意思疎通 支援を行う者の派遣事業	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	盲ろう者の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う盲ろう者向け通訳・介助員を派遣する。	
	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	失語症者の社会参加の促進を図るため、当事者が複数参加する会話サロン（県内3箇所）に対し、栃木県登録失語症者向け意思疎通支援者を派遣し、会話サロンへの当事者の更なる参加を促す。	

(2) 実施する事業の量の見込み

事業名	項目	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)			
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	
理解促進研修・啓発事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
自発的活動支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
相談支援事業	障がい者相談支援事業	設置数	4	4	5	5	5	5
	基幹相談支援センター	設置状況	設置	設置	設置	設置	設置	設置
成年後見制度利用支援事業	利用人数(人/年)	8	10	3	11	12	13	
成年後見制度法人後見支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施	
意思疎通支援事業	手話通訳・要約筆記者派遣事業	利用人数(人/月)	154	155	150	154	163	172
	手話通訳者設置事業	設置数(人/年)	2	2	2	2	2	2
給付等事業	介護・訓練支援用具	給付見込み(件/月)	2	3	2	3	3	3
	自立生活支援用具		5	5	6	7	7	7
	在宅療養等支援用具		5	7	3	9	9	9

第5章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策

事業 日常生活用具給付等	情報・意思疎通支援用具	給付見込み (件/月)	6	9	7	9	9	9
	排泄管理支援用具		177	232	280	232	232	232
	居宅生活動作補助用具		1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業		講習終了見込み者数 (人/年)	33	39	62	63	64	65
移動支援事業		利用量 (時間/月)	2,333	2,250	1,974	2,250	2,250	2,250
		利用人数 (人/月)	243	238	207	238	238	238
地域活動支援センター 機能強化事業		設置数	14	14	13	13	13	13
		利用人数 (人/月)	129	127	155	180	180	180
障がい児等療育支援事業		実施見込み (箇所数)	1	1	1	1	1	1
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	講習終了見込み者数 (人/年)	30	23	48	49	50	51
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	講習終了見込み者数 (人/年)	7	8	12	13	14	15
	失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業	講習終了見込み者数 (人/年)	2	1	4	5	7	9
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	利用人数 (人/年)	5	4	4	6	6	6
	失語症者向け意思疎通支援者派遣事業	利用人数 (人/年)	—	—	9	9	9	9

2 任意事業

(1) 実施する事業の内容及び事業実施に関する考え方

事業名		事業内容（現状）	事業実施に関する考え方 （見込量確保のための方策）
日常生活支援	福祉ホーム	市内で福祉ホームを運営する社会福祉法人、医療法人について、事業運営に要する経費を補助しています。	利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。
	訪問入浴サービス	身体障がい者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、単身では入浴困難な身体障がい者に対し、訪問により居宅において定期的に入浴サービスを実施しています。	利用ニーズを踏まえ、引き続きサービスを適切に提供するとともに、利用者の利便性向上を図るため、実施する事業所の拡充に向けて働きかけていきます。
	日中一時支援事業 （日中支援型）	日中、障がい福祉サービス事業所等において、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行うことにより、障がい児者の日中における活動の場を確保するとともに、保護者の介護による疲労回復や自由な時間の確保を図っています。	利用ニーズを踏まえ、引き続きサービスを適切に提供していきます。
	日中一時支援事業 （医療的ケア）	医療的ケアを必要とする重症障がい児者に対し、医療機関等において、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他必要な支援を行うことにより、重症障がい児等の日中における活動の場を確保するとともに、介護者の疲労回復や自由な時間の確保を図っています。	

第5章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策

日常生活支援	地域移行のための 安心生活支援	障がい者等が養護者からの虐待により、分離が必要なケース等に対し、障がい福祉サービス事業所等において、宿泊を伴う緊急的な一時預かりを実施する。 (緊急一時保護事業) また、親なき後に備え、介護者からの自立を体験できる機会・場への体験的な宿泊を支援します。(体験的宿泊支援事業)	引き続き、障がい者の緊急時に備え、安全な居場所を確保するとともに、グループホームや短期入所への体験的な宿泊支援を実施し、更なる体験の機会の充実を図っていきます。
	巡回支援専門員整備(ここ・ほっと巡回相談事業)	保育園、幼稚園などへの訪問により、児の行動観察や対応に対する助言を行うとともに、園の職員を対象にした研修会を実施するなど、対応力向上への支援を行っています。	引き続き、発達障がいの早期発見と早期支援のため、巡回支援専門員向け研修を受講するなど、巡回相談をする職員の指導力アップを図りながら、園の担当職員の支援・助言に努めてまいります。
	児童発達支援センターの機能強化	児童発達支援センター(子ども発達センター)において、保健師や心理士、作業療法士などの専門職を配置し、子どもの発達などについての相談や子どもの状態に応じた療育の提供を一貫して行っています。	引き続き、個別配慮が必要な子どもの健やかな発達を支援するため、その障がいの特性に応じた専門性の高い療育を提供していきます。
社会参加支援	レクリエーション活動等支援	障がい者のうつのみやふれあいスポーツ大会や各種スポーツ講座を開催しています。	引き続き、スポーツ・レクリエーションの場の提供に努めます。
	芸術文化活動振興	うつのみやふれあい文化祭、わくわくアートコンクール、各種芸術・文化講座を開催しています。	引き続き、文化芸術活動振興の場の提供に努めます。
	点字・声の広報等発行	広報「うつのみや」の点字版・音声版の発行をはじめとした行政情報のバリアフリー化を推進しています。	引き続き、広報「うつのみや」の点字版・音声版をはじめ様々な行政情報のバリアフリー化を推進していきます。

第5章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策

	奉仕員養成研修	円滑に情報を取得利用できるよう、意思疎通を支援する音訳・点訳奉仕員を養成しています。	引き続き、音訳・点訳奉仕員養成事業を実施していきます。
	自動車運転免許取得	自動車の運転免許の取得を希望する身体障がい者（※）に対し、その技術習得に要する経費の一部を補助する。 （※ 市が定める条件を満たす者のみ）	利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。
	自動車改造費助成	身体障がい者（※）が、就労等に伴い自らが所有し運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造をする必要がある際、その経費の一部を補助する。 （※ 市が定める条件を満たす者のみ）	利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。
就業・就労支援	雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業	企業が、重度障がい者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても雇用継続に支障が残る場合や重度障がい者等が自営業者等として働く場合において、重度障がい者等の通勤や職場等における支援を行っています。	利用ニーズを踏まえ、引き続き適切な支援をしていきます。
障がい支援区分認定等事務		障がい福祉サービスのうち、介護給付の利用には、障がい支援区分の認定が必要となるため、障害者総合支援法に基づき審査会を設置し、認定基準に照らした審査判定を行っています。	サービスの支給決定に必要なものであることから、引き続き、正確かつ迅速に取り組んでいきます。

(2) 実施する事業の量の見込み

事業名	項目	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）			
		R3	R4	R5	R6	R7	R8	
日常生活支援	福祉ホーム	設置数	2	2	2	2	2	2
	訪問入浴サービス	利用人数 (人/月)	22	22	19	22	22	22
	日中一時支援事業 (日中支援型)	利用量 (回/月)	1,923	1,575	1,613	1,575	1,575	1,575
		利用人数 (人/月)	381	354	276	354	354	354
	日中一時支援事業 (医療的ケア)	利用量 (回/月)	301	346	362	366	387	408
		利用人数 (人/月)	56	65	54	69	73	77
	地域移行のための 安心生活支援 (緊急一時保護事業)	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	巡回支援専門員整備 (ここ・ほっと巡回 相談事業)	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	児童発達支援センター の機能強化	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
社会参加支援	レクリエーション活 動等支援	実施状況	未実施	実施	実施	実施	実施	実施
	芸術文化活動振興	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	点字・声の広報等発 行	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	奉仕員養成研修	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
社会参加支援	自動車運転免許取得	助成件数 (人/年)	0	1	1	1	1	1
	自動車改造費助成	助成件数 (人/年)	11	9	2	10	10	10

第5章 地域生活支援事業の見込み及び見込量確保のための方策

就業・就労支援	雇用施策との連携による重度障がい者等就労特別支援事業	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施
	障がい支援区分認定等事務	実施状況	実施	実施	実施	実施	実施	実施

第6章 計画の推進体制

- 1 計画内容の周知・啓発
- 2 庁内推進体制
- 3 庁外推進体制
- 4 PDCAサイクルによる計画の分析・評価

本章1から4については、「第6次宇都宮市障がい者福祉プラン 第5章 計画の推進体制」を準用します。

私たちの住む社会は、今、高齢化や少子化などが進み、
思いやりの心や人と人とのふれあいが、
ますます大切になってきています。
宇都宮市は、これからの新しい時代に向けて、
「やさしさをはぐくむ福祉のまち」を目指し、
ここに『福祉都市』を宣言します。

福祉都市宣言

宇都宮市は
赤ちゃんからお年寄り
ハンディキャップを
持った人々など
すべての市民が
笑顔でことばを交わし
健康でいきいきと暮らせる
心のふれあう福祉のまちをつくります

宇都宮市保健福祉部障がい福祉課

〒320-8540

栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号

TEL (028) 632-2353

FAX (028) 636-0398

E-mail u1904@city.utsunomiya.tochigi.jp

宇都宮市子ども部子ども発達センター

〒320-0851

栃木県宇都宮市鶴田町970番地1

TEL (028) 647-4721

FAX (028) 647-4715

E-mail u19040500@city.utsunomiya.tochigi.jp